

帯広市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第14号

帯広市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 帯広市特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第2条 帯広市教育委員会教育長給与等条例（昭和27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当についての第2条第2項の規定の適用については、同項中「第4条及び第5条」とあるのは「第4条、第5条及び附則第2項」とする。

第3条 帯広市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和51年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当についての第3条の規定の適用については、同条中「第4条及び第5条」とあるのは「第4条、第5条及び附則第2項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。